

令和元年台風19号災害についての会長談話

本年10月12日から13日にかけて、台風19号が東日本を通過し、岩手県を含め、各地に甚大な被害を及ぼしました。

まずは、この災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

台風19号は、非常に大型で強い勢力を保ちながら広範囲に強風と大雨をもたらし、10月15日午後8時56分時点の報道によれば、その被害は、判明しているだけでも11県で死者74名、6県で行方不明者12名、32都府県で負傷者218名に及んでいます。

また、建物の倒壊、床上、床下の浸水、屋根や塀などが壊れるという住家被害も相当数発生しています。

岩手県内においては、10月15日時点での報道では、死者2名、重軽傷者4名の人的被害が生じていますし、現在もまだ孤立している集落も存在しており、建物損壊・浸水被害は未だに全貌が明らかになっていません。今も、避難生活を余儀なくされている方々が多数いらっしゃいます。

加えて、岩手県では、東日本大震災による復興も道半ばであり、その後も複数の災害が発生し、それぞれ復興に向けた歩みを進めている中、今回更に台風19号の被害が生じています。

このような状況の中、献身的に救助作業・復旧作業にあたられている被災地の自治体職員、消防、警察、自衛隊、そして、被災地の住民の皆様、全ての方々に心より敬意を表すところです。

当会は、東日本大震災以降、「人間の復興」を実現すべく、被災者の方々への法的支援に全力で取り組んで参りました。この間生じた各災害についても、常に被災者に寄り添い、その生活再建の実現のため、情報提供、相談、立法提言などを行ってきました。

台風19号による災害についても、速やかに特定非常災害に指定されるとともに、総合法律支援法における指定災害とされる必要があります。

台風19号で被災された方々が、適切な支援を受けることができ、生活再建を達成し、「人間の復興」が実現されるよう、当会としても、これまで培ってきた被災者支援の経験を最大限に活かし、被災自治体や他の支援団体等との連携も進め、会員が一丸となって支援活動に尽力する所存です。

2019年（令和元年）10月16日

岩手弁護士会
会長 吉 江 暢 洋

